



ワイヤレスマイクロフォン（会議室展示室用）	1チャンネル	1,370
-----------------------	--------	-------

を

ワイヤレスマイクロフォン（会議室展示室用）	1チャンネル	1,370
赤外線マイク会議システム（マイク20本まで）	1式	5,630
マイクロフォン（赤外線マイク会議システム追加用）	1本	310

に改める。

(文化振興課)

## 富山県告示第153号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

第1の4の(1)の表中

〃	〃	伏木万葉2号線	高岡市伏木万葉ふ頭11～伏木磯町42-3	240	18.5	〃 68-5
〃	〃	伏木外港線	高岡市伏木磯町42-3～吉久1丁目352-9	2,140	14.5	〃 68-4

を

〃	〃	伏木万葉2号線	高岡市伏木万葉ふ頭11～伏木磯町42-3	240	18.5	〃 68-5
〃	〃	伏木万葉3号線	高岡市伏木万葉ふ頭12	190.7	12.0～31.2	〃 68-6
〃	〃	伏木外港線	高岡市伏木磯町42-3～吉久1丁目352-9	2,140	14.5	〃 68-4

に改める。

第1の4の(2)の表中

「	富山	伏木万葉大橋 新上野新橋	「	伏木古国府～吉久1丁目 富山市上野新	610 47	11.8 8.0	「	71 富53-4	」
---	----	-----------------	---	-----------------------	-----------	-------------	---	-------------	---

を

「	富山	伏木万葉大橋 港東橋 新上野新橋	「	伏木古国府～吉久1丁目 吉久1丁目～能町 富山市上野新	610 14.7 47	11.8 9.8～ 17.1 8.0	「	71 72	」
---	----	------------------------	---	-----------------------------------	-------------------	-----------------------------	---	----------	---

に改める。

(港湾課)

### 富山県告示第154号

浄化槽の指定検査機関の指定について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、浄化槽の指定検査機関を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

#### 1 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益社団法人富山県浄化槽協会
- (2) 所在地 富山市総曲輪二丁目1番3号
- (3) 代表者の氏名 上田 勝朗

#### 2 検査業務を行う地域及び期間

- (1) 検査業務を行う地域 富山県内全域
- (2) 検査業務を行う期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 検査手数料

- (1) 浄化槽法第7条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	10,000円

11人以上 20人以下	11,000円
21人以上 100人以下	12,000円
101人以上 300人以下	15,000円
301人以上 500人以下	17,000円
501人以上 2000人以下	20,000円
2001人以上	24,000円

## (2) 浄化槽法第11条第1項の規定による検査の手数料

処理対象人員	金額
10人以下	6,000円
11人以上 20人以下	7,000円
21人以上 100人以下	8,000円
101人以上 300人以下	11,000円
301人以上 500人以下	13,000円
501人以上 2000人以下	16,000円
2001人以上	20,000円

## 4 指定年月日及び検査業務の開始予定年月日

(1) 指定年月日 令和3年3月31日

(2) 検査業務の開始予定年月日 令和3年4月1日

**富山県告示第155号**

## 道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上市水橋線	中新川郡上市町東江上 286番2から	変更前		最大 12.8 最小 6.3	217.3	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町東江上 309番3まで	変更後		最大 16.1 最小 10.1	214.0	
県道 才川七城端線	南砺市千福 128番2から	変更前		最大 10.4 最小 7.3	230.5	砺波土木 センター
	南砺市千福89番3まで	変更後		最大 24.5 最小 6.9	230.5	
県道 城端嫁兼線	南砺市千福 373番から 南砺市千福 424番まで	変更前		最大 15.2 最小 9.8	42.0	砺波土木 センター
	南砺市千福97番2から 南砺市千福 261番2まで	変更後		最大 27.5 最小 9.8	42.0	
県道 才川七法林寺 線	南砺市法林寺 621番から	変更前		最大 8.0 最小 7.7	122.4	砺波土木 センター
	南砺市中ノ江 361番まで	変更後		最大 8.9 最小 8.4	122.4	

富山県告示第156号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 上市水橋線	中新川郡上市町東江上 286番2から 中新川郡上市町東江上 309番3まで	令和3年3月31日	富山土木 センター 立山土木 事務所
主要地方道 福光福岡線	小矢部市興法寺 558番1から 小矢部市蓑輪 118番まで	令和3年3月31日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
県道 才川七法林寺 線	南砺市法林寺 621番から 南砺市中ノ江 361番まで	令和3年3月31日	砺波土木 センター
県道 才川七法林寺 線	南砺市竹内 208番地先から 南砺市竹内 214番2地先まで	令和3年3月31日	砺波土木 センター

## 富山県告示第157号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

GMO ペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

**2 指定代理納付者に納付させる歳入**

ワクワクとやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

**3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**富山県告示第158号**

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地**

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

**2 指定代理納付者に納付させる歳入**

ワクワクとやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットサイトによる支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

**3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**富山県告示第159号**

富山県企業立地促進資金貸付要綱の一部改正について

富山県企業立地促進資金貸付要綱（昭和58年富山県告示第261号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

様式第1号から様式第5号までの様式中「印」を削る。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富山県企業立地促進資金貸付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(立地通商課)

**富山県人事委員会告示第6号**

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

1の表法別表第1第3号に掲げる事業の項中「の管理検査課、指導課、農村整備課及び森林整備課」を「（担い手支援課及び農業普及課を除く。）」に改める。

2の表法別表第1に掲げる事業以外の事業の項中「総務課、企画振興課、」を削る。

(人委・職員課)

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

**令和3年度富山県調理師試験の実施**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和3年度



富山県調理師試験を次のとおり実施するので公示する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 試験の日時及び場所

### (1) 日時

令和3年10月30日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

### (2) 場所

富山県農協会館（富山市新総曲輪2-21）

## 2 受験手続

### (1) 一般郵送受付

令和3年5月10日（月）から6月4日（金）まで（当日消印有効）

〒103-0012東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階  
公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当あて送付すること。

### (2) 団体窓口受付（5名以上）

令和3年5月10日（月）から6月4日（金）までの平日の午前9時から午後  
5時まで

受付場所は一般郵送に同じ。

公益社団法人調理技術技能センターへ電話連絡すること（電話03-3667-1815）。

## 3 受験申請書の配布

令和3年5月10日（月）から6月4日（金）まで

県内各厚生センター、厚生センター支所、富山市保健所、富山県厚生部生活衛  
生課及び公益社団法人調理技術技能センターにおいて配布

## 4 問い合わせ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当（電話03-3667-1815）

## 落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政  
令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県企業局の物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める規程（平成9年富山県公営企業管理規程第2号）  
第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月31日

富山県公営企業管理者 山 本 修

- 1 落札に係る特定役務の名称  
庄東第一発電所大規模改良（リプレース）工事
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県企業局経営管理課 富山市安住町2番14号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所  
佐藤工業・松本建設庄東第一発電所大規模改良（リプレース）工事共同企業体  
富山市桜木町1番11号
- 5 落札金額  
6,562,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年8月19日

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名

小矢部市今石動町二丁目 194番、195番、196番、 272番、273番、274番及び 290番の一部			福岡県福岡市博多区 博多駅東2丁目10番 1号	株式会社コス モス薬品
---	--	--	-------------------------------	----------------

### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請のあった年月日

令和3年3月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まいど家

3 代表者の氏名

高畑 博行

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市新庄町4丁目3番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 土地改良区の役員の内退

庄西用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年11月18日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	前 野 久	砺波市庄川町高儀新 188番地
同	藤 井 成 正	砺波市中野 203番地
同	杉 本 庄 一	砺波市中野 391番地
同	清 原 昇 一	砺波市新明 178番地
同	土 田 勤	砺波市大門 480番地
同	佐 武 勇	砺波市高道 50番地
同	藤 田 勉	砺波市鷹栖出 1422番地
同	横 川 達 乃	砺波市豊町二丁目 4番18号
同	紫 藤 健 一	砺波市狐島 528番地
同	高 道 敏 一	砺波市林 386番地
同	林 軍 一	砺波市杉木 272番地
同	西 森 昭 男	砺波市高波 1820番地
同	山 道 俊 幸	砺波市高波 595番地
同	本 田 孝 則	砺波市十年明 15番地
同	齊 藤 和 雄	砺波市石丸 256番地
同	西 田 光 雄	砺波市東石丸 238番地
同	大 井 憲 正	砺波市東開発 88番地
同	金 平 正	砺波市太田 1212番地
同	横 山 敏 夫	砺波市太田 2045番地
同	石 田 益良夫	高岡市戸出伊勢領 2540番地
同	大 野 秀 彦	高岡市戸出町4丁目 8番9号
同	川 原 豊	高岡市戸出吉住 527番地
同	古 瀬 昇	高岡市戸出石代 95番地2
同	勘 嶋 繁 紀	高岡市戸出竹 255番地
同	畑 田 義 久	高岡市戸出放寺 53番地
同	澤 合 文 雄	高岡市醍醐 870番地
同	千 田 登	高岡市上黒田 159番地

同	吉 澤 修	高岡市上開発	216番地
同	高 田 紘 一	高岡市和田	1260番地
同	西 野 義 雄	小矢部市五社	367番地1
同	川 堰 勝 則	高岡市福岡町矢部	1317番地
同	武 田 庄 保	高岡市福岡町一步二歩	812番地
同	廣 瀬 慎 一	砺波市本町	13番5号
監 事	柳 原 勳	砺波市五郎丸	870番地
同	平 木 幹 男	砺波市太田	1370番地
同	大 村 俊 信	高岡市醍醐	727番地
同	吉 田 武 男	高岡市駒方	220番地
同	坂 本 豊 春	高岡市福岡町大滝	983番地

### 土地改良区の役員の就任

庄西用水土地改良区の役員に次の者が令和2年11月19日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	前 野 久	砺波市庄川町高儀新	188番地
同	藤 井 成 正	砺波市中野	203番地
同	杉 本 庄 一	砺波市中野	391番地
同	横 山 直 一	砺波市新明	48番地
同	土 田 勤	砺波市大門	480番地
同	千々石 仁	砺波市宮村	275番地
同	横 川 達 乃	砺波市豊町二丁目	4番18号
同	荒 木 満 雄	砺波市深江	1040番地
同	紫 藤 健 一	砺波市狐島	528番地
同	高 道 敏 一	砺波市林	386番地

---

同	大 橋 藤 雄	砺波市小杉	41番地
同	山 道 俊 幸	砺波市高波	595番地
同	中 島 幸 一	砺波市高波	996番地
同	本 田 孝 則	砺波市十年明	15番地
同	齊 藤 和 雄	砺波市石丸	256番地
同	西 田 光 雄	砺波市東石丸	238番地
同	松 本 正 裕	砺波市柳瀬	20番地
同	金 平 正	砺波市太田	1212番地
同	井 上 要 三	砺波市太田	1390番地
同	宮 川 幸 男	高岡市戸出市野瀬	365番地
同	石 田 益良夫	高岡市戸出伊勢領	2540番地
同	古 瀬 昇	高岡市戸出石代	95番地 2
同	坂 東 昭 夫	高岡市戸出春日	261番地
同	勘 嶋 繁 紀	高岡市戸出竹	255番地
同	畑 田 義 久	高岡市戸出放寺	53番地
同	澤 合 文 雄	高岡市醍醐	870番地
同	千 田 登	高岡市上黒田	159番地
同	島 元 重	高岡市駒方	127番地
同	山 田 幸 裕	高岡市千鳥丘町	66番地
同	横 川 幸 男	小矢部市七社	215番地
同	川 堰 勝 則	高岡市福岡町矢部	1317番地
同	浜 木 智	高岡市福岡町一步二步	692番地4
同	森 谷 義 春	小矢部市水島	952番地
監 事	戸 田 保	砺波市矢木	70番地
同	平 田 和 己	砺波市下中条	60番地
同	金 山 宗 雄	高岡市戸出町3丁目	16番27号
同	舘 勇 將	高岡市二塚	466番地
同	長 島 昇	小矢部市水落	23番地
同	津 本 虎 雄	富山市婦中町島本郷	47番地3

---

**土地改良区の役員の退任**

常東用水土地改良区の役員であった次の者が令和3年1月15日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	奥村 隆	中新川郡立山町野村 218番地
同	住松 幹也	同 同 野口 45番地
同	野澤 幸雄	同 同 浦田 1193番地
同	酒井 務	同 同 利田 382番地2
同	稲生 貞吉	同 舟橋村舟橋 1081番地
同	中田 晋一	同 立山町竹林 16番地
同	坂井 義弘	同 同 下段 275番地
同	林 武嗣	富山市水橋中村 308番地
同	岡本 行男	中新川郡立山町横江野開131番地
同	安田 洋	同 同 蔵本新 7番地
同	飯田 顕伊	富山市水橋辻ヶ堂 1440番地
同	篁伊 義心	中新川郡立山町瀬戸新 70番地
同	大井 一夫	富山市水橋開発 238番地
監事	林 清隆	同 水橋中村 299番地
同	東山 博彦	中新川郡立山町末三賀 27番地1
同	岡田 健治	同 同 五郎丸 220番地
同	土肥 誠一	同 同 前沢 2280番地

**土地改良区の役員の就任**

常東用水土地改良区の役員に次の者が令和3年1月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	住 松 幹 也	中新川郡立山町野口 45番地
同	酒 井 務	同 同 利田 382番地 2
同	稲 生 貞 吉	同 舟橋村舟橋 1081番地
同	坂 井 義 弘	同 立山町下段 275番地
同	林 武 嗣	富山市水橋中村 308番地
同	筥 伊 義 心	中新川郡立山町瀬戸新 70番地
同	大 井 一 夫	富山市水橋開発 238番地
同	飯 田 顕 伊	同 水橋辻ケ堂 1440番地
同	亀 山 彰	中新川郡立山町岩嶺寺 151番地
同	荻 生 義 明	同 同 末三賀 923番地
同	安 田 弘 昭	同 同 半屋 141番地
同	渡 邊 吉 弘	同 同 金剛新 202番地
同	窪 田 一 誠	同 同 寺田 171番地
監 事	林 清 隆	富山市水橋中村 299番地
同	佐 伯 利 春	中新川郡立山町岩嶺寺 136番地14
同	坂 下 孝	同 同 東野 52番地
同	野 越 善 弘	同 舟橋村古海老江 70番地

### 土地改良区の役員の退任

滑川東部土地改良区の役員であった次の者が令和2年8月25日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
-----	-----	-----



監事 出村 眞佐範

滑川市中野

148番地

土地改良区の役員の退任

牛ヶ首用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年12月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職名 氏名 住所

理事 野口 幸 憲 射水市加茂中部 1151番地

土地改良区の役員の退任

大久保用水土地改良区の役員であった次の者が令和2年12月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

職名 氏名 住所

理事 黒田 英 夫 富山市下大久保 356番地

~~~~~  
正 誤  
~~~~~

令和2年9月25日付け富山県告示第421号「保安林の指定予定について」中  
頁 4

行 上から4行目

誤 次の図に示す部分に限る。)、3、5、6、7、13から16まで、

正 次の図に示す部分に限る。)、3、5から7まで、13から16まで、

頁 4

---

行 上から15行目

---

誤 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

---

正 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。